

第17 災害対策本部関係

1 災害対策本部等設置基準及び非常配備基準

災害対策本部の設置については、下表の内容を設置基準の原則とするが、災害等の状況により弾力的な運用をする。ただし、市内が災害により何らかの被害が生じた情報を得た場合は、予警報等の状況に問わらず、災害対策本部を設置する。

配備体制	配置基準	本部組織及び配備人員	摘要
準備体制	1 次の各警報の1以上が本市を除く東三河南部の市に発表され、かつ、本市に災害が発生するおそれがあるとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 県内で「震度4」以上を観測した地震が発生したとき 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	【災害対策本部準備】 ・防災対策課職員 ・消防署指揮係（当務）	・状況に応じ、関係部署と連携し情報収集に当たり、災害対策本部設置に移行できる体制とする。 ・愛知県東三河南部を除く県内に警報が発表されたときは、状況により対応する。 ・気象庁が発表する危険度分布を参考とする。
第1非常配備（連絡体制）	1 次の各警報の1以上が本市に発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき 3 県外の原子力施設において緊急事態区分（警戒事態）の事象が発生したとき	【災害対策本部設置】 準備体制に加え ・本部員 ・各課非常連絡員 ・排水機要員・排水ポンプ要員（大雨警報、洪水警報、高潮警報発表時又は発表が予想される場合） ・消防本部（消防課長、予防課長、消防署長、赤羽根分署長、渥美分署長） ・その他必要な課職員	・情報連絡活動等を実施し、状況により、警戒体制に移行できる体制とする。
第1非常配備（警戒体制）	1 次の各警報の1以上が本市に発表され、かつ、本市に災害が発生するおそれがある場合又は発生したとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 本市で「震度4」を観測した地震が発生したとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 4 県外の原子力施設において緊急事態区分（施設敷地緊急事態及び全面緊急事態）の事象が発生したとき	【災害対策本部設置】 上記に加え、各部署の第1非常配備員（管理職以上の職員、各施設長、企画部・総務課・人事課・財政課の主査以上の職員、都市建設部の第1非常配備の職員、主任保育士）	・災害警戒活動等を実施し、状況により、高度な配備体制に移行できる体制とする。 ※配置基準1による第1非常配備員（警戒体制）の参集に当たっては、本部からの指示による（職員参集メール等）。
第2非常配備	1 次の各警報の1以上が本市に発表され、かつ、本市に相当の災害が発生するおそれのある場合又は発生したとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 本市で「震度4」を観測した地震が発生し、かつ、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき 3 愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 4 県外の原子力施設において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本市に災害が発生すると予想される場合	【災害対策本部設置】 上記に加え、各部署の第2非常配備員 ・その他必要な課職員	・各部署の少数の人員をもつて警戒活動・応急活動を実施する。また、状況により速やかに第3非常配備に移行できる体制とする。 ※配置基準1・2による第2非常配備員の参集に当たっては、本部からの指示による（職員参集メール等）。
第3非常配備	1 本市に大雨、暴風、高潮、波浪等の特別警報が発表された場合 2 市内の全域にわたって大規模な災害が発生すると予想される場合、又は一部地域において甚大な被害が予想される場合 3 市内に大規模な災害が発生したとき 4 愛知県外海又は伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき 5 本市で「震度5弱」以上を観測した地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 7 県外の原子力施設において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、本市に甚大な被害が予想される場合	【災害対策本部設置】 全ての職員	・全職員をもつて、直ちに活動できる完全な体制とする。 ※配備基準2・3による第3非常配備員の参集に当たっては、本部からの指示による（職員参集メール等）。

◎備考

- ・上記の基準によりがたいと認める場合においては、臨機応変な配備体制を備えるものとする。
- ・参集場所は、原則として各職員が勤務する場所とする。ただし、大津波警報発表時で勤務地が津波浸水想定区域内の場合、又は、勤務地への参集が困難な場合は、最寄りの本庁舎、渥美支所とする。

2 災害対策本部の組織及び所掌業務表

部名	班名	班構成	所掌業務
共通事項			1 所管する施設の管理に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 関係機関への支援・協力要請に関すること。 4 本部事務局の協力に関すること。 5 他の部署の協力に関すること。
防災局 部長 防災局長 副部長 防災対策 課長 (兼)			1 災害対策本部に関すること。 2 非常配備体制に関すること。 3 被害状況の取りまとめに関すること。 4 災害応急対策の取りまとめ及び対応指示に関すること。 5 気象情報及び災害情報の収集伝達に関すること。 6 各部及び部内各班の連絡調整に関すること。 7 市民等からの通報受付に関すること。 8 受援の取りまとめに関すること。 9 コミュニティ協議会への避難所開設・閉鎖の連絡に関すること。 10 防災対策機器の保守・整備に関すること。 11 その他各部に属さない業務に関すること。
企画部 部長 企画部長 副部長 次長	庶務班 班長 企画課長 副班長 企業立地 推進室長	企画係 地域戦略係 協働係 企業立地係	1 災害救助法の適用・申請に関すること。 2 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 3 他の自治体（県を含む。）との連絡調整に関すること。 4 国・県等関係機関の現地視察の受入に関すること。 5 食料及び生活必需品等のニーズの把握・調査及び配分計画に関すること。 6 臨海企業及び田原公共ふ頭・港湾管理者への情報伝達及び被害状況の取りまとめに関すること。 7 受援（物的支援）の取りまとめに関すること。
	広報班 班長 広報秘書課長 副班長 係長	広報秘書係	1 本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。 2 報道機関に対する情報の提供その他連絡に関すること。 3 災害に関する状況の発表に関すること。 4 災害広報に関すること。 5 広報的観点からの災害状況の撮影・収集及び活動記録等の取りまとめに関すること。 6 外国人の支援に関すること。
総務部 部長 総務部長 副部長 会計管理者 副部長 総務課長 (兼)	総務班 班長 総務課長 副班長 監査委員 事務局長 人事管理班 班長 人事課長 副班長 係長 情報システム班 班長 情報システム係長 副班長 情報システム係主査	総務係 地域行政係 監査係 人事係 情報システム係	1 各班、防災関係機関との情報収集・整理・伝達に関すること。 2 自主防災組織（各地域）との連絡調整に関すること。 3 交通安全施設の災害対策及び復旧に関すること。 4 国・県・他自治体への応援要請に関すること。 5 他の自治体応援職員等の受入・宿泊手配等に関すること。
			1 職員の動員・勤務及び職員の派遣に関すること。 2 職員及び家族の安否確認に関すること。 3 労務の供給、就業計画に関すること。 4 職員の健康管理・メンタルヘルスに関すること。 5 職員用の食料・飲料水に関すること。 6 受援（人的支援）の取りまとめに関すること。
			1 行政情報システム及び住民情報に関すること。 2 庁内 LAN を始めとする情報システム及び情報機器の整備に関すること。 3 他システムの緊急構築に関すること。

部名	班名	班構成	所掌業務
	財政班 班長 財政課長 副班長 財政課主幹	財政係 管財係 契約検査係	1 来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関する事。 2 庁舎機能の維持・復旧に関する事。 3 被害状況の取りまとめ、記録並びに報告に関する事。 4 災害対策に伴う予算経理に関する事。 5 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 6 車両の管理及び配車計画に関する事。 7 災害用自動車の借り上げに関する事。 8 緊急輸送車両の確認及び確認の申請に関する事。 9 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事。 10 義援金、見舞金の広報及び配布事務に関する事。
	被災調査班 班長 稅務課長 副班長 収納課長	市民税係 資産税係 収納係	1 被災状況（住家等）の調査及び減免に関する事。
	会計班 班長 会計課長 副班長 係長	会計係	1 見舞金、義援金等の受付及び出納に関する事。 2 災害対策に伴う金銭出納に関する事。
市民環境部 部長	罹災証明班 班長 市民課長 副班長 係長	戸籍係 市民係	1 罹災者台帳の作成に関する事。 2 罹災証明書等の交付等に関する事。
	物資班 班長 保険年金課長 副班長 係長	国保年金係 保険税係 医療係	1 備蓄品の仕分け・配送に関する事。 2 物資の受入・仕分け・配送に関する事。
	環境班 班長 環境政策課長 副班長 係長	環境衛生係 ゼロカーボン 推進係	1 災害時における公害発生防止及び被害調査等と被害状況の取りまとめに関する事。 2 遺体の収容及び検視検案場に関する事。 3 遺体の埋火葬に関する事。 4 防疫に関する事。 5 防疫薬剤、資機材の確保及び配分に関する事。
市民環境部 市民環境部長 副部長 市民課長 (兼)	廃棄物班 班長 廃棄物対策課長 副班長 係長	資源循環係 資源化センター係	1 災害時の廃棄物処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の応急復旧に関する事。
	赤羽根市民センター班 班長 赤羽根市民センター所長 副班長 係長	市民生活係	1 災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関する事。 3 罹災証明書等の交付等に関する事。 4 物資班の協力に関する事。
	福祉班 班長 高齢福祉課長 副班長 地域福祉課長	高齢福祉係 長寿介護係 地域援護係 障害福祉係	1 障害者・高齢者等の援護対策に関する事。 2 福祉避難所の開設・運営に関する事。 3 炊き出し、その他食品の供給に関する事。 4 被服、寝具、その他生活必需品の供給又は貸与に関する事。 5 身元不明者の調査に関する事。 6 災害ボランティアセンターの運営支援に関する事。 7 被災者に対する資金の貸付及び援助に関する事。 8 社会福祉施設の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 その他被災者の救護、救助活動に関する事。

部名	班名	班構成	所掌業務
	子育て支援班 班長 子育て支援課長 副班長 保育士長 副班長 子育て支援課 主幹 副班長 児童発達支援 センター長 副班長 親子交流館長	こども福祉係 こども保育係 親子交流係 児童発達支援 センター 児童発達支援 センター長 センター分館 各保育園	1 児童福祉施設利用者の避難誘導に関する事。 2 災害時の応急保育に関する事。 3 園児と保護者との連絡調整に関する事。
	救護班 班長 健康課長 副班長 健康課主幹	健康政策係 健康増進係 母子保健係 保健係	1 医療関係施設の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 2 医療救護所の設置・運営に関する事。 3 医療関係者の人材の確保に関する事。 4 被災者の健康管理・メンタルヘルスに関する事。 5 感染症の予防に関する事。
産業振興部 部長 産業振興部長 副部長 技監	農政班 班長 農政課長 副班長 農村整備係 農村支援課長 副班長 農業公園管理事務所長 副班長 農業委員会事務局長	農政企画係 農政振興係 農村整備係 公園管理係 農業公園支援係 庶務係	1 農地、農業用施設及び農作物等の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 2 農林水産者に対する復旧資金の融資に関する事。 3 畜産・水産施設並びに林地及び林業用施設の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 4 災害復旧農業土木工事に関する事。 5 淌水防除用排水機の運転管理に関する事。
	商工班 班長 商工観光課長 副班長 係長	商工係 観光係	1 観光施設及び商・工業施設の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 2 被災商工業者に対する融資に関する事。 3 観光客（釣り人・サーファー等を含む。）の避難に関する事。 4 物資班の協力に関する事。
都市建設部 部長 都市建設部長 副部長 建設監	土木班 班長 維持管理課長 副班長 建設課長	建設企画係 用地係 管理係 維持係	1 災害救助活動に伴う応急対策に関する事。 2 水防災害対策に関する事。 3 道路の通行規制及び障害物の除去に関する事。 4 災害時の被災地復旧支援のための資材等の手配に関する事。 5 災害復旧土木工事に関する事。 6 公共土木施設等の応急対策に関する事。 7 港湾及び漁港の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 8 非常災害時土地使用許可に関する事。
	都市政策班 班長 街づくり推進 課長 副班長 係長	都市政策係 都市整備係	1 都市計画施設（道路及び公園等）の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 2 公共交通機関の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめと復旧に関する事。 3 ライフライン（上下水道を除く。）の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめと復旧に関する事。 4 帰宅困難者対応に関する事。

部名	班名	班構成	所掌業務
	建築班 班長 建築課長 副班長 係長	開発指導係 建築係 住宅政策係 住宅管理係	1 公共建築物の災害復旧に関する事。 2 応急危険度判定に関する事（庁舎を含む。）。 3 被災宅地危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅の建築、募集、受付等に関する事。 5 被災者住宅の応急修理に関する事。 6 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。 7 一般住宅の災害融資に関する事。
上下水道部 部長 上下 水道部長 副部長 下 水道課長 (兼)	水道班 班長 水道課長 副班長 係長	業務係 工務係	1 飲料水の供給に関する事。 2 情報の収集、被害報告及び応援要請に関する事。 3 水道施設の応急修理及び復旧に関する事。
	下水道班 班長 下水道課長 副班長 係長	経営係 施設整備係 し尿処理係	1 下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 汚水処理施設の運転管理に関する事。 3 し尿収集・処理に関する事。 4 し尿処理資材等に関する事。
渥美支所部 部長 渥美支所長 副部長 地域課長 (兼)	渥美支所班 班長 地域課長 副班長 市民生活課長	地域係 施設係 市民窓口係	1 渥美地域の災害対応に関する事。 2 災害対策本部との連絡調整に関する事。 3 来庁者の避難誘導、府内負傷者の応急救護に関する事。 4 署名証明書等の交付等に関する事。 5 管内関係施設の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 6 物資班の協力に関する事。 7 渥美地域の湛水防除用排水機の運転管理に関する事。
教育部 部長 教育部長	教育班 班長 学校教育課長 副班長 係長	教育総務係 給食係 学校教育係 学校運営係	1 児童生徒の避難誘導、負傷者の応急救護に関する事。 2 学用品の給与及び応急教育に関する事。 3 給食に関する事。 4 児童生徒・保護者との連絡調整に関する事。
副部長 教育総務課長	生涯学習班 班長 生涯学習課長 副班長 スポーツ課長 副班長 文化財課長 副班長 図書館長 副班長 生涯学習課主幹	生涯学習係 ふるさと教育係 施設管理係 スポーツ係 文化財係 中央図書館係 渥美図書館係 避難所担当職員	1 生涯学習施設等利用者の避難誘導に関する事。 2 避難所の開設・運営に関する事。 3 物資班の協力に関する事。
議会事務局部 部長 議会事務局長 副部長 議事課長 (兼)	議会班 班長 議事課長 副班長 係長	議事係	1 市議会議員との連絡調整に関する事。

部名	班名	班構成	所掌業務
消防部 部長 消防長 副部長 消防次長 兼消防署 長（兼）	消防班 班長 消防課長 副班長 係長	消防係	1 消防団（水防団）の出動に関すること。 2 災害の警戒に関すること。 3 災害応急活動に関すること。
	予防調査記録班 班長 予防課長 副班長 係長	予防係 危険物係	1 災害の予防に関する啓発広報に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 火災原因及び損害の調査に関すること。 4 消防関係の災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 5 消防施設、危険物施設の災害対策、被害調査及び被害状況の取りまとめに関すること。 6 石油コンビナート等の被害調査及び被害状況の取りまとめに関すること。
	指揮班 班長 指揮隊長（第1） 班長 指揮隊長（第2） 班長 指揮隊長（第3） 副班長 指揮第1係長 副班長 指揮第2係長 副班長 指揮第3係長	指揮第1係 指揮第2係 指揮第3係	1 救急業務に関すること。 2 火災、救助活動に関すること。 3 災害の警戒に関すること。 4 災害気象観測に関すること。 5 消防通信に関すること。
	警防田原班 班長 消防署長（兼） 副班長 警防第1係長 副班長 警防第2係長 副班長 警防第3係長	警防第1係 警防第2係 警防第3係	
	警防赤羽根班 班長 赤羽根分署長 副班長 警防第1係長 副班長 警防第2係長 副班長 警防第3係長	警防第1係 警防第2係 警防第3係	1 救急業務に関すること。 2 火災、救助活動に関すること。 3 災害の警戒に関すること。
	警防渥美班 班長 渥美分署長 副班長 警防第1係長 副班長 警防第2係長 副班長 警防第3係長	警防第1係 警防第2係 警防第3係	1 救急業務に関すること。 2 火災、救助活動に関すること。 3 災害の警戒に関すること。